

令和 7 年 1 月 7 日

こころといのちの連絡協議会資料

精神保健福祉に関する報告

1 精神保健福祉の動向について（改正精神保健福祉法より）

（1）板橋区における精神保健福祉に係わるシステムの概要について報告（資料 5－1）

現在の板橋区の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（通称：にも包括）」と「庁内連携」イメージは図の通りです。「にも包括」の取組は、福祉部と健康生きがい部等で内部調整を重ね、地域の関係機関と協議を進行中です。庁内の連携においては、精神保健分野の実務を担う 5 つの健康福祉センターと自殺対策や精神保健福祉施策等を担う健康推進課との連携強化を図っています。さらに、障がいサービス課との新たな連携構築の会議、その他、教育分野、高齢者分野等とそれぞれの強みを活かした連携も随時図っています。

（2）令和 4 年改正精神保健福祉法（令和 4 年 12 月 16 日公布）について要点と法 3 5 条「入院者訪問支援事業」の追加（資料 5－2）

法改正の主な要点

①公布日（令和 4 年 12 月 16 日）施行目的規定への「権利擁護」の追記

法の目的を記した第 1 条に、「精神障害者の権利の擁護」が追記されました。

②自治体の相談支援の対象の見直し（法第 4 6 条）

改正法では、「日常生活を営む上での精神保健に関する課題を抱えたもの」「精神障害者等に対する包括的支援の確保」という新たな条文が加わりました。

（精神障害者等に対する包括的支援の確保）

法第 4 6 条 この節に定める相談及び援助は、精神障害の有無及びその程度にかかわらず、地域の実情に応じて、**精神障害者等（精神障害者及び日常生活を営む上での精神保健に関する課題を抱えるもの（精神障害者を除く。）**として厚生労働省令で定める者をいう。）の心身の状態に応じた保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保されることを旨として、行われなければならない。

③相談及び援助（法第 4 7 条第 5 項）

- ・「相談指導等」から「指導」をなくし「**相談及び援助**」へ変更。
- ・精神障がい者やその家族等その他の関係者からの相談に応じ、必要な**情報の提供、助言その他の援助**を行うこととなりました。

④法 35 条「入院者訪問支援事業」 (資料 5－3)

区市町村長の同意による医療保護入院者など、閉鎖的な入院環境で面会の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対し、入院者の希望に応じて訪問支援員を派遣します。支援員は、本人の話を傾聴し相談、情報提供等を行い、自らの力を発揮できるよう本人に寄り添うものです。

【入院形態】(資料 5－4)

- 任意入院 (法 20 条)
- 措置入院 (法 29 条)
- 医療保護入院 (法 33 条)
- 応急入院 (法 33 条の 6)

(3) 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領の一部改正の概要

(資料 5－5)

精神保健に関するニーズは複雑・多様化し精神保健上の課題を抱える方に対し、相談支援等の充実が求められています。このような中、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域で安心して自分らしく暮らせるよう、包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築が各自治体において推進されています。

令和 4 年の法改正で、医療保護入院 (区長同意) の対象者に向け入院者訪問支援事業を実施していくこと等ふまえ、人権に配慮しながら、精神保健福祉行政を発展させ包括的な支援体制を構築していく必要があります。

上記の動向により、二十数年ぶりに「**保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領の一部改正**」が行われました。

ポイント

- ①地域精神保健福祉における保健所、市町村の役割がさらに明確化
- ②実施体制、組織的戦略的な職員の配置、人材育成
- ③対象者が「精神保健に課題を抱える者」になり連携整備が求められている。精神保健福祉に係る普及啓発の中で「心のサポーター養成」を活用する。
- ④聴覚等のコミュニケーション手段に障がいがある方からの精神保健に関する相談があった場合は合理的な配慮を行うこと。

2. 板橋区の精神保健福祉に関する事業報告（資料5－6）

板橋区の自立支援医療（精神通院）の申請状況と精神保健福祉手帳所持者数の推移のほか、健康推進課（板橋区保健所）で行っている事業について記載しています。

（1）措置入院者退院後支援について（措置入院者退院後支援ガイドラインに基づく支援）

（資料5－6 表2）

◆措置入院 法29条

【対 象】 本人や家族の意思にかかわりなく、入院させなければ自傷他害のおそれのある精神障害者

【要件等】 精神保健指定医2名の診断の結果が一致した場合に都道府県知事が措置。
（緊急措置入院は、急速な入院の必要性があることが条件で、指定医の診察は1名で足りるが、入院期間は72時間以内に制限される。）

措置入院者退院後支援とは

保健所が「措置入院者退院後支援ガイドライン」に基づいて、支援の同意を得られた措置入院者に対して地域で生活できるように支援を行う。（支援期間は原則6か月間）

令和6年度は、令和5年度と比べ病院からの相談、依頼件数が増加しています。これは、ガイドラインに基づく退院後支援について一般的に浸透してきたこと、診療報酬改定の影響が考えられます。

（2）精神科医療機関間情報交換会について（資料5－6 表3）

上記の会は、自殺対策（未遂者支援）や地域の精神保健医療に関する情報を収集し、医療機関間で情報共有・情報交換を行う場となっています。さらに、地域の精神保健医療に係る課題を検討する場となっています。

開催日時・場所・テーマ	令和6年12月20日（金）14時～16時 板橋区グリーンホール 「支援に役立つクライシスプランを学ぶ」
参加事業数	事業所数：23（区内医療機関：8 訪問看護：15）参加者：29人 （※5健康福祉センター、板橋区立障がい者福祉センター除く）
アンケート結果	95％が「とても良かった」「良かった」と回答。共有したい情報が得られ、所属機関で取り入れたいと言った意見。次年度の会には、10機関以上より一緒に企画から協力できると言った意見があった。

クライシスプランとは

「安定から悪化までの生活・病気の状態に応じた自己対処及び支援者の対応、さらに悪化時の要望について、当事者と支援者が協働的に作成するプロセスにより合意された計画」（狩野俊介・野村照幸, 2024）

（３）新たな取組「医療保護入院（区長同意）後の面接について」

今回の法改正により、医療保護入院の期間に期限が定められ、更新の際の手続きが必要となりました。また、家族等が同意・不同意の意思表示をしない場合は、区長同意での入院が可能となりました。

◆医療保護入院 法３３条

【対象】入院を必要とする障害者で、自傷他害のおそれはないが、任意入院を行う状態にない者。

【要件】精神保健指定医の診察が必要であり、家族等のうちいずれかの者の同意が必要。家族等がない場合は、市町村長が同意の判断をする

区長同意後の面接時の説明とは

区は、入院の同意後、速やかに本人に面会しその状態を把握するとともに区長が同意者であること、区の担当者の連絡先、連絡方法を本人に伝える必要があります。

具体的には、必要な情報の提供、助言、本人の意思を尊重した上で、退院に向けた相談支援につなげること、入院者訪問支援事業の実施について紹介していきます。外部との面会交流が難しい入院形態であるため、外部機関が面会することは人権擁護の観点で必要となります。